

平成26年度 国民健康保険料の制度改正について

賦課限度額の引き上げ

○内容

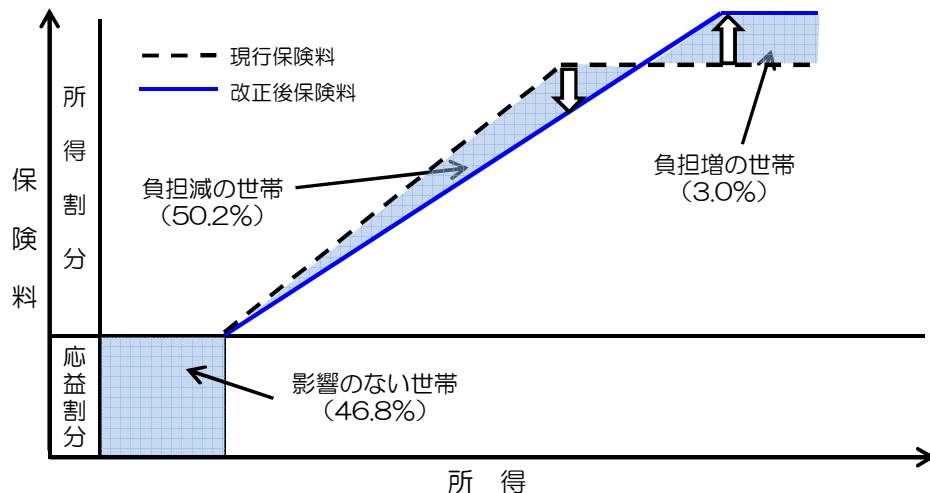
国民健康保険法施行令の改正に合わせ、限度額の引き上げを行う。

区分	現行	改正後	引上げ額
医療分	51万円	51万円	0円
支援金分	14万円	16万円	+2万円
介護分	12万円	14万円	+2万円
合計	77万円	81万円	+4万円

○影響

①限度額到達世帯（高所得層）の負担増

②負担感が強い中間所得層の負担軽減



2人世帯（介護有）の場合

		現行	改正	差額
給与収入	200万	243,220円	220,250円	▲22,970円
給与収入	400万	461,950円	456,970円	▲4,980円

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行う。

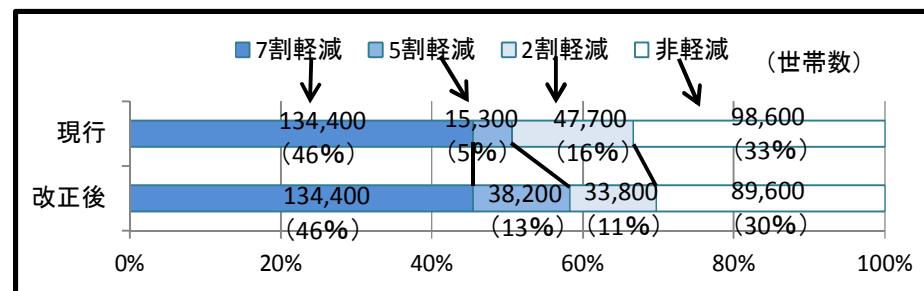
区分	現行基準（世帯所得で判断）	改正後基準（世帯所得で判断）
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+（世帯主を除く被保険者数×24.5万円）以下	33万円+（被保険者数×24.5万円）以下
2割軽減	33万円+（被保険者数×35万円）以下	33万円+（被保険者数×45万円）以下

○影響

軽減対象世帯の増加

軽減拡大の対象となる世帯は、約3万2千世帯。

軽減額は、約6.5億円（1世帯あたり約20,300円の減）



※全軽減世帯は約20万6千世帯（全体の7割）に
 <参考> 25年度：197,400世帯（全体の67%）

2人世帯（介護なし）の場合

		現行	改正	差額
年金収入	200万	124,000円	97,590円	▲26,410円
給与収入	200万	190,730円	172,150円	▲18,580円